

関東学院大学（大学院） 法学研究科

2017年度学費及びその他諸納金（入学年度別）

（単位 円）

費 目		2017年度				2016～2004年度	
		平成29年度				平成28～16年度	
		入学時納入		10月納入		春学期納入	秋学期納入
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程		
学 費	入 学 金 ※(1)	150,000					
	授 業 料	240,000	290,000	240,000	290,000	290,000	
	施 設 費	30,000		30,000		30,000	30,000
諸 納 金	学 会 費	3,500	5,000	3,500	5,000	5,000	5,000
	学生教育研究災 害傷害保険料 ※(1)	2,430	3,620				
委 託 徴収金	同 窓 会 費 ※(1)	50,000					
合 計	納 入 金 額	475,930	528,620	273,500	325,000	325,000	325,000
	合 計	749,430	853,620			650,000	

〔注〕

1. 本学大学院修士課程若しくは博士前期課程又は法務研究科を修了した者が、他の研究科を含む博士後期課程に進学した場合は、入学金を必要としない。
2. 本学学部を卒業した者又は本学専攻科を修了した者が、大学院修士課程若しくは博士前期課程又は博士後期課程に入学した場合は、入学金を3分の1とする。
3. 本学大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者が、他の研究科（専攻を含む）博士前期課程に再び入学した場合は、入学金を2分の1とする。
4. 授業料、施設費及び学会費は、4月と10月とに2分の1ずつ納入するものとする。
5. ※(1)印は、入学時のみ納入とし、翌年度以降は納入不要とする。
6. 本学学部を卒業した者又は本学専攻科若しくは本学大学院修士課程若しくは本学大学院博士前期課程を修了した者は、同窓会費の納入は不要とする。
7. 上記学費・諸納金以外に入学時の寄付金・学債は、徴収しない。ただし、入学後任意の寄付金を募集することがあります。
8. 在学中の学費は、経済情勢の変動により、改定することがある。